

令和 8 年度 障害者相談支援事業①業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度 障害者相談支援事業①業務委託
- (2) 本業務の目的 障がい者の抱える問題は、多様化・複雑化しており、専門的な知識や技術を持った相談支援専門員による支援の必要性が高まっている。福祉サービスに繋がらない方を適切な関係機関に繋げ、継続的な支援に結び付けていくことを目的とする。
- (3) 業務内容 障害者相談支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき実施する事業である。障がいのある方やそのご家族が抱える様々な悩み・困りごとに対して、相談支援専門員が相談に応じ、必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用支援などを行う。
- (4) 業務場所 志摩市地内（志摩市が指定する場所。主に浜島・阿児・磯部地区。）。ただし、市外であっても、本市が支援を行うべきものに対しては支援を行う。
- (5) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

2. 見積限度額

15,349,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 8 年 2 月 1 日現在で志摩市契約規則(平成 16 年志摩市規則第 69 号)第 3 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)の「事務事業委託 2507 福祉・介護サービス 1 福祉サービス」の部門に登録されていること。ただし、当該名簿に未登録の者にあつては、登録手続きを行い、令和 8 年 2 月 1 日までに登録を行うこと。なお、志摩市競争入札資格者名簿は三重県市町総合事務組合における審査完了月（毎月 25 日までの審査完了分）の翌月 1 日に登録となるので注意すること。
- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成 20 年志摩市告示第 34 号)に基づく指名停止措置期間中でないこと。

- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号。)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号。)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) 契約日時点で市内において、指定特定相談事業所又は指定一般相談支援事業所を設置している者。
- (7) 本業務と同時期に募集を行う「基幹相談支援センター機能強化事業業務委託」「障害者相談支援事業②業務委託」(以下、「他案件」という。)に重複して応募できるものとする。ただし、重複受託の可否については以下のとおりとする。

ア【重複受託ができない場合】

本業務の提案書類「様式第 13 号(職員配置及び勤務体制等)」に記載された配置予定人員と、他案件における配置予定人員に重複がある場合は、複数の業務を重複して受託することはできず、いずれか一つの業務に限り受託することができる。

イ【重複受託ができる場合】

本業務の提案書類「様式第 13 号(職員配置及び勤務体制等)」に記載された配置予定人員と、他案件における配置予定人員に重複がなく、各業務を適切に遂行できる体制が確保されていると認められる場合に限り、同一の者が複数の業務を受託することができる。

5. 参加申込み及び資格審査

(1) 参加申込み

参加者は、下記一覧の書類を「1 1. 書類提出先及び問合せ先」へ郵送(簡易書留)又は持参にて提出してください。

[提出書類一覧(参加申込み)]

No.	提出書類の名称	様式	規格等
1	参加申込書	様式第 1 号	
2	会社概要調書	様式第 2 号	
3	会社概要調書(様式第 2 号)に記載の書類		

(2) 提出部数

1 部

(3) 受付期間

公告日から令和 8 年 2 月 9 日(月)午後 5 時までの必着とします。ただし、持参の場合は、志摩市の休日を定める条例(平成 16 年志摩市条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に

定める休日(以下「市の休日」という。)及び正午から午後 1 時までの間を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に提出してください。

(4) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、「書類審査による選定通知書(様式第 5 号)」又は「書類審査の非選定通知書(様式第 6 号)」により、郵送にて参加者に通知します。

6. スケジュール

別紙 1 のとおり

7. 提案書類の作成及び提出方法

- (1) 参加資格審査の結果、参加資格を有するとされた参加者は、下記一覧記載の提案書類を「1.1. 書類提出先及び問合せ先」へ一括して郵送（簡易書留）又は持参にて提出してください。受付期間中に提出がない場合や不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とします。また、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めません。

[提出書類一覧（提案書類）]

順番	提出書類の名称	様式	制限頁・枚数
1	企画提案書	様式第 7 号	A 4 判 1 頁
2	参考見積書	様式第 8 号	A 4 判 1 頁
3	相談支援に関する実績等	様式第 11 号	A 4 判 1 頁
4	障害者相談支援事業実施方針（方法、体制構築等）	様式第 12 号	A 4 判 1 頁
5	職員配置及び勤務体制等	様式第 13 号	A 4 判 1 頁
6	職員の能力向上の取組について	様式第 14 号	A 4 判 1 頁
7	個人情報保護の取組と苦情解決体制等	様式第 15 号	A 4 判 1 頁
8	地域との連携、ネットワーク構築の取組み	様式第 16 号	A 4 判 1 頁
9	その他	様式第 17 号	A 4 判 1 頁
10	収支計算書	様式第 18 号	A 4 判 1 頁

(2) 提案書類に係る留意事項

- ア 提案書類ごとに両面印刷とし、ページ番号を下中央に記載してください。
- イ 提案書類は、2 穴綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方で「提出書類一覧（提案書類）」の順番にまとめてください。
- ウ 縦書き又は横書き、作成に使用するアプリケーション（PowerPoint 等）、フォントは問いません。ただし、文字サイズは認識に支障が生じないサイズにしてください。
- エ 専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努めてください。
- オ 正本は、商号又は名称及び代表者氏名を記載してください。
- カ 副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をしていないものを提出してください。また、参加者が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないでください。
- キ 企画提案書は 1 者 1 提案とします。

(3) 提出部数

- ア 正本 1 部
- イ 副本 12 部

- (4) 受付期間 公告日から令和 8 年 2 月 9 日(月)午後 5 時までの必着とします。ただし、持参の場合は、市の休日及び正午から午後 1 時までの間を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に提出してください。郵送により提出する場合においても、受付期間内に必着とします。

8. 審査方法及び審査内容

別紙「障害者相談支援事業①業務委託に係る公募型プロポーザル方式審査要領」参照

9. 質問及び回答

(1) 参加申込みに関すること

- ア 参加申込に関する質問については、電子メールによることとし、電子メールの件名を「障害者相談支援事業①業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込みの質問について（業者名）」とし、質問書（様式第 3 号）を「11. 書類提出先及び問合せ先」に記載のメールアドレスに送信し、午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に電話により「11. 書類提出先及び問合せ先」まで受信の確認を行ってください。ただし、電話による質問は受付しません。
- イ 質問受付期間は、公告日から令和 8 年 1 月 30 日（金）の午後 5 時までとします。ただし、市の休日を除きます。
- ウ 回答については、令和 8 年 2 月 4 日（水）の午後 5 時までに、志摩市ホームページ上で回答します。

(2) 提案書類に関すること

- ア 提案書類に関する質問については、電子メールによることとし、電子メールの件名を「障害者相談支援事業①業務委託に係る公募型プロポーザル提案書類について（業者名）」とし、質問書（様式第 3 号）を「1 1. 書類提出先及び問合せ先」に記載のメールアドレスに送信し、午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に電話により「1 1. 書類提出先及び問合せ先」まで受信の確認を行ってください。ただし、電話による質問は受付しません。
- イ 質問受付期間は、公告日から令和 8 年 1 月 30 日（金）の午後 5 時までとします。ただし、市の休日を除きます。
- ウ 回答については、令和 8 年 2 月 4 日（水）午後 5 時までに、志摩市ホームページ上で回答します。

1 0. 契約手続き等

- (1) 契約交渉相手方等の決定 「8. 審査方法及び審査内容」の結果により、契約交渉相手方及び順位を決定します。
- (2) 審査結果の通知 審査結果は、「公募型プロポーザル審査結果通知書(様式第 9 号)」により、郵送にて参加者に通知します。
- (3) 異議申し立て 審査結果に関する異議申し立ては、「書類審査による非選定通知書(様式第 6 号)」又は「公募型プロポーザル審査結果通知書(様式第 9 号)」に記載の日までに行ってください。
- (4) 契約内容の交渉 契約内容については、提案された内容等を踏まえ、契約交渉相手方に選定された者と交渉し決定します。
- (5) 「4. 参加資格要件 (7) ア【重複受託ができない場合】」に該当する事業者が、本業務と他案件のいずれにおいても受託候補者の最上位となった場合は、当該事業者がいずれかの業務を選択するものとします。この場合、令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 5 時までに市へ選択した業務について回答し、選択しなかった業務については「公募型プロポーザル辞退届(様式第 10 号)」を提出してください。
- (6) 次点者との契約 契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合（重複選定に伴う辞退を含む）、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行います。

1 1. 書類提出先及び問合せ先

(1) 書類提出先

志摩市健康福祉部 地域福祉課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

電話番号：0599-44-0283

(2) 問合せ先

志摩市健康福祉部 地域福祉課 担当：谷口、伊藤

電話番号：0599-44-0283

e-mail:chiikifukushi@city.shima.lg.jp

1 2. 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

参加申込書、提案書類(以下「提出書類」という。)並びに審査の過程等は公表しません。

1 3. 提案に係る費用の負担に関する事項

提出書類の作成及び提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とします。

1 4. その他

(1) 参加申込み後の辞退

参加申込み後に辞退する場合は、「公募型プロポーザル辞退届(様式第 10 号)」を持参又は郵送により提出してください。

なお、重複選定に伴う選択の結果として行われる辞退についても、同様とします。

(2) 虚偽記載等

提出書類に虚偽の記載をした場合には、失格とします。

(3) 言語及び通貨

手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定します。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は、参加者に返却しません。

(5) ヒアリング審査時の呼称について

ヒアリング審査時に特定の事業所等を推定できるような呼称はしないでください。

事業の全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

	事項	期日・期間等
1	参加申込書及び提案書の受付	公告日から 令和 8 年 2 月 9 日（月）午後 5 時まで ※持参の場合は勤務時間内（市の休日及び正午から午後 1 時までの間を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時）に提出してください。
2	参加申込み及び提案書に関する質問の受付※電子メールによる	公告日から 令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時まで
3	参加申込み及び提案書に関する質問に対する回答（志摩市ホームページ）	令和 8 年 2 月 4 日（水）午後 5 時まで
4	参加資格審査	令和 8 年 2 月 10 日（火）
5	参加資格審査結果通知書及びヒアリング等審査の実施に関する通知書の送付	令和 8 年 2 月 13 日（金）
6	ヒアリング等審査の実施	令和 8 年 2 月 24 日（火）
7	プロポーザル審査結果通知書の送付	令和 8 年 3 月 2 日（月）
8	委託予定業者と随意契約	令和 8 年 3 月中旬ごろ